

この資料は業務の参考のための仮訳です。利用者が当情報を用いて行う行為については、利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

公布 No. 1 2

2 0 0 1年5月

植物検疫措置に関する国際基準

植物検疫証明書のためのガイドライン



国際植物防疫条約事務局

国連食糧農業機関

2 0 0 1年、ローマ

この刊行物において採用した名称および資料の提示は、あらゆる国、領土、市または地域のあるいはその当局の法律上の地位に関して、あるいはその国境または境界の画定に関して、国連食糧農業機関側のいかなる見解の表明を意味するものでもない。

全ての権利を留保する。この刊行物のいかなる部分も、電子的、機械的方法、写真複写その他のいかなる方法であれ、いかなる形態であれ、著作権者の事前の許可無しに複写し、検索システムに保存し、伝送してはならない。かような許可の申請は、複写の目的および範囲に関する説明を添えて国連食糧農業機関情報局局長に提出するものとする。

	目 次
承認	1
適用	2
見直し及び改正	2
配布	3
序論	4
適用範囲	4
参照	4
定義及び略語	4
必要条件の概要	8
植物検疫証明書に関する必要条件	9
1. 一般的考察	9
1.1 植物検疫証明書の目的	9
1.2 発給様式	10
1.3 添付書類	10
1.4 承認されない証明書	10
1.4.1 無効な植物検疫証明書	10
1.4.2 不正な証明書	10
1.5 植物検疫証明書の作成及び発給に関して輸入国によってなされる要求事項	10
2. 植物検疫証明書の作成及び発給のための特定の原則と指針	11
2.1 植物検疫証明書を満たす必要事項	11
3. 再輸出植物検疫証明書の作成及び発給のための特別原則及びガイドライン	14
3.1 再輸出植物検疫証明書発給のための条件	14
3.2 輸入荷口に対する植物検疫証明証発給のための条件	15
3.3 通過	15
附属書	16
植物検疫証明書様式	16
再輸出植物検疫証明書様式	17

承認

植物検疫措置に関する国際基準は、国際植物防疫条約事務局により、植物検疫分野の政策及び技術援助に関する国連食糧農業機関の地球規模プログラムの一部として作成される。このプログラムは、貿易を促進すること、及び不適切な措置が貿易障壁として利用されないよう図ることを目的として、植物検疫措置の国際的調和を達成するための基準、ガイドライン及び勧告を FAO加盟国及びその他関係者に提示するものである。

以下の基準は、2001年4月に植物検疫措置に関する暫定委員会によって承認された。

Jacques Diouf
事務局長
国連食糧農業機関

適用

植物検疫措置に関する国際基準(ISPMs)は、植物検疫措置に関する暫定委員会を通じて、IPPC 締約国及び非約結 FAO 加盟国によって採択される。ISPM は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定の下で、世界貿易機関加盟国によって適用される植物検疫措置の基礎として認識される基準、ガイドライン及び勧告である。IPPC 非締約国は、これらの基準を遵守するよう推奨される。

見直し及び改正

植物検疫措置に関する国際基準は、定期的な見直し及び改正の対象である。この基準の次回の見直し日は、2004年又は植物検疫措置に関する委員会で合意される他の日である。

基準は必要に応じて更新され再発行される。基準保持者は、この基準の最新版が使用されるよう図ること。

配布

植物検疫措置に関する国際基準は、国際植物防疫条約事務局により、全ての FAO加盟国に加えて、以下の地域植物防疫機関の幹部及び技術事務局に配布される:

- アジア太平洋地域植物防疫委員会
- カリブ海地域植物防疫委員会
- 南米南部地域植物防疫機関
- アンデス地域共同体
- ヨ - ロッパ地中海地域植物防疫機関
- 中央アフリカ植物検疫会議
- 北米植物防疫機関
- 中米地域農牧防疫機関
- 太平洋地域植物防疫機関

序論

適用範囲

本基準は、植物検疫証明書及び再輸出植物検疫証明書の作成と発給に関する原則と指針を記述する。

参照

輸出証明システム、1997年。ISPM 刊行物 No.7、FAO、ローマ。

植物検疫用語集、1997年。ISPM 刊行物 No.5、FAO、ローマ。

新改訂版国際植物防疫条約、1997年。FAO、ローマ。

病害虫無発生生産地及び病害虫無発生生産用地設定のための必要条件、1999年。ISPM 刊行物 No.10、FAO、ローマ。

定義及び略語

追記 Additional Declaration	植物検疫証明書に輸入国が要求している記載事項であって、荷口の植物検疫状況に関する特定の追加情報を提供するもの[FAO, 1990]
品目 commodity	貿易又はその他の目的のために移動されている植物、植物生産物又はその他の物品の種類。[FAO, 1990;ICPM, 2001 で改訂]
荷口 consignment	ある国から他の国に移動され、かつ必要な場合、単一の植物検疫証明書で取り扱われる一定量の植物、植物生産物及び/又はその他の対象物(1つの荷口は、1つ又は多数の品目又はロットからなってもよい) [FAO, 1990; 改定 ICPM, 2001]
通過中の荷口 consignment in transit	ある国に輸入されることなく、その国で有害動植物による寄生又は感染にさらされることなくある国を通過する荷口。荷口は分割、他の荷口と結合、あるいは梱包が変更されることはない[FAO, 1990; CEPM, 1996 で改訂; CEPM 1999;以前は、通過国]
(植物の荷口の)原産国 country of origin(of a consignment of plants)	当該植物が育成された国。[FAO, 1990; 改定 CEPM, 1996; CEPM 1999;]
(植物及び植物生産物以外の規制対象物の)原産国 country of origin (of regulated articles other than plants and plant products)	規制対象物が有害動植物による汚染に最初にさらされた国。[FAO, 1990;CEPM, 1996 で改訂; CEPM 1999;]
不活化 devitalization	植物又は植物生産物の発芽、生長又はさらなる繁殖を不可能にする処理[ICPM, 2001]

~ (荷口, 圃場又は生産地に) 付着していない free from (of a consignment, field or place of production)	植物検疫手続きを適用することにより発見できるだけの数又は量の有害動植物 (又はある特定の有害動植物) がいないこと[FAO, 1990; FAO で改訂, 1995; CEPM, 1999]
調和 harmonization	異なった国による共通の基準に基づく植物検疫措置の制定、認定及び適用[FAO, 1995; CEPM, 1999 で改訂;世界貿易機関の衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく]
輸入許可証 Import Permit	特定の植物検疫上の要求事項に従って品目の輸入を許可する公的文書[FAO, 1990; FAO, 1995 で改訂]
検査 inspection	有害動植物が存在しているかどうかを決定するため、及び/又は植物検疫規則に適合しているかを決定するために行う植物、植物生産物又はその他の規制対象物に対する公的な肉眼検査。[FAO, 1990; FAO, 1995 で改訂、以前は、検査する]
ISPM	植物検疫措置に関する国際基準。[CEPM, 1996; ICPM, 2001 改訂]
国家植物防疫機関 National Plant Protection Organization	IPPC で規定されている職責を果たすために政府によって設立された公的機関[FAO, 1990 ; 以前は、植物防疫機関 (国家の)]
NPPO	国家植物防疫機関 [FAO, 1990; ICPM, 2001 で改訂]
病虫害 pest	植物若しくは植物生産物に有害な植物、動物又は病原体のあらゆる種、ストレイン若しくはバイオタイプ[FAO, 1990; FAO, 1995 で改訂; IPPC, 1997]
病虫害無発生地域 Pest Free Area	ある特定の有害動植物が発生していないことが科学的な証拠により証明され、必要に応じて、この状態が公的に維持されている地域[FAO, 1995]
病虫害無発生生産地* pest free place of production*	ある特定の有害動植物が発生していないことが科学的な証拠により証明され、必要に応じて、この状態が一定期間公的に維持されている生産地[ISPM 刊行物 NO.10, 1999]
病虫害無発生生産用地* pest free production site*	ある特定の有害動植物が発生していないことが科学的証拠により証明され、必要に応じて、この状態が一定期間公的に維持され、かつ独立した区画として病虫害無発生生産地と同一の方法で管理されている生産地内の明確に境界が定められた部分[ISPM 刊行物 NO.10, 1999]
植物検疫証明書 Phytosanitary Certificate	国際植物防疫条約の証明書モデルにならって作られた証明書[FAO, 1990]
植物検疫証明 phytosanitary certification	植物検疫証明書を発給するために植物検疫手続きを行使すること[FAO, 1990]

植物検疫措置 phytosanitary measure	有害動植物の侵入及び/又はまん延を防止する目的を有するあらゆる法律、規則又は公的な手続き [FAO, 1995; 改定 IPPC, 1997]
植物検疫規則 phytosanitary regulation	検疫有害動植物の侵入及び又はまん延を防止するための、又は規制非検疫有害動植物の経済的影響を制限するための公的な規則であって、植物検疫証明のための手続きの制定を含む [FAO, 1990; FAO, 1995 で改訂; CEPM, 1999; ICPM, 2001]
生産地 place of production	単一の生産若しくは農作の単位として運営されるあらゆる所有地又はほ場の集まり。これには、植物検疫上の目的のために別途管理される生産用地を含むことができる [FAO, 1990; CEPM, 1999 で改訂]
植物生産物 plant products	まだ製品化されていない植物由来の原料（穀類を含む）及びそれらの製品であって、その性質上又はその加工工程の性質上、有害動植物の侵入及びまん延の危険性を引き起こすおそれのあるもの [FAO, 1990; IPPC, 1997 で改訂、以前は植物生産物（Plant product）]
植物 plants	生植物及びその部分であって、種子、生殖質を含む。 [FAO, 1990; IPPC, 1997 で改訂]
実質的に付着していない * practically free*	当該品目の生産及び販売の際に行われる良好な栽培慣行及び出荷慣行に起因して発生することが期待され、かつそれらとは矛盾しない個体数又は量を越えた数量の有害動植物（又はある特定の有害動植物）が荷口、ほ場又は生産地に存在しない状態 [FAO, 1990; FAO, 1995 で改訂]
検疫有害動植物 quarantine pest	それによって危険にさらされている地域に潜在的経済的重要性を有する有害動植物であって、まだその地域に存在していないか、又は存在するが広域に分布しておらず、かつ公的に防除が行われているもの [FAO, 1990; FAO, 1995 で改訂; IPPC, 1997]
再輸出荷口 re-exported consignment	ある国に輸入され、その後有害動植物による寄生又は汚染にさらされずに輸出される荷口。その荷口は保管され、分割され、他の荷口に結合され又はその梱包が変更されることがある。 [FAO, 1990; 改定 CEPM, 1996; CEPM, 1999; 改定 ICPM, 2001]
規制対象物 regulated article	特に国際輸送に関係して、 植物検疫措置 が必要と見なされる 病害虫 を潜伏させ、又はまん延させる恐れがあるあらゆる 植物、植物生産物 、貯蔵場所、包装、輸送機器、容器、土壌、その他のあらゆる 生物 、物若しくは材料。

規制非検疫有害動植物
regulated non-quarantine
pest

栽植用植物に存在し、植物の**意図された用途**に経済的に容認できない影響を及ぼし、このことから輸入締約国の領域内において規制されている**非検疫有害動植物**。

規制有害動植物
regulated pest

検疫有害動植物又は**規制非検疫有害動植物**。

検定
test

病害虫が存在するかどうかを決定するため又はそれらの**病害虫**を同定するための肉眼検査以外の**公的試験**。

処理
treatment

有害動植物を殺虫（殺菌）、除去又は繁殖力を消失させるための公的に認められた手続き [FAO, 1990; FAO, 1994 で改訂]

必要条件の概要

本基準は、植物検疫証明書及び再輸出植物検疫証明書の作成及び発給に関し、国家植物防疫機関（NPPOs）を助けるための原則及び指針を記述する。証明書の様式は、1997年に採択された国際植物防疫条約（改正版）の附属書に規定され、参考のため本基準に添付されている。証明書の適切な完成のために必要な情報が示されている証明書様式のさまざまな構成要素に関し、説明が与えられる。

植物検疫証明書に関する必要条件

1. 一般的考察

IPPC の改訂版の第 5 条 2a 項は次のように規定している。「植物検疫証明書の発給へ導く検査及びその他の関連した行動は、国家植物防疫機関の権限又はその権限の下でのみ行うこととする。植物検疫証明書の発給は、輸入締約国の当局が当該植物検疫証明書を信頼することができる文書として信用して受理することができるよう、当該公務員に利用可能なそのような知識及び情報により、公的な国家植物防疫機関の代わりにその管理下で行動するために、技術上の資格を有し、公的な国家植物防疫機関によってその職務を遂行するために正当に委任を受けた公務員により行われるものとする。」（輸出証明システム(ISPM No.7)も参照）

第 5 条 3 項は次のように規定している。「各締約国は、植物及び植物生産物又はその他の規制対象物の荷口で自国の領域に輸入されるものに対しては、この条約の附属書に掲げる様式に合致しない植物検疫証明書を付することを要求しないことを約束する。追加記載に関するいかなる要求も技術的に正当化されたものに限定するものとする。」

IPPC 改訂版の承認時に明らかにされたように、「技術上の資格を有し、国家植物防疫機関によって正当に委任を受けた公務員」は、国家植物防疫機関の職員を含むことが理解される。この文脈での「公の」は、私有の会社ではなく、あるレベルの政府によって採用された者を意味している。「国家植物防疫機関からの職員を含む」とは、NPPO によって直接採用された職員を意味しているが、NPPO によって直接採用される必要はない。

1.1 植物検疫証明書の目的

植物検疫証明書は、しかるべき証明書様式の認証された記述に従い、植物、植物生産物及びその他の規制対象物の荷口が、具体的な植物検疫上の輸入要求事項に適合している旨を示すために発給される。植物検疫証明書は、この目的のためにのみ使用される。

証明書様式は、正式な植物検疫証明書の作成のための従うべき標準的表現及び型式が示されている。それらが容易に認識され、必要不可欠な情報が伝えられることは、文書の有効性を確保する上で重要である。

輸入国は、規制対象物だけに植物検疫証明書を要求すべきである。これらは植物、球根及び塊茎、栽植用種子、果実及び野菜、切り花及び切り枝、穀類並びに栽培用資材のような品目を含む。植物検疫証明書は、植物生産物の、又は加工の性質により、規制病害虫を侵入させる可能性をもつ、ある植物生産物のために使用されることもできる（例えば木材、綿）。植物検疫措置が技術的に正当である場合、他の規制対象物に対しても、植物検疫証明書を要求することができる（例えば、空のコンテナ、車両及び生物）。

輸入国は、規制有害動植物の侵入の可能性がない方法で加工された植物生産物、又は植物検疫措置が必要とされないその他の対象物の植物検疫証明書を要求すべきではない。

要求する植物検疫証明書の正当性に関して輸入国と輸出国の見解に相違があったときは、NPPOs は二国間で合意すべきである。植物検疫証明書に対する要求事項の変更は、透明性と非差別の原則に留意すべきである。

1.2 発給様式

植物検疫証明書は、品目を記載した原本、あるいは特定の状況下ではNPPOによって発給された証明書の写しであり、輸入国に到着した際に適切な役所に提出される。

もう1つの方法として、次の条件において電子的証明を利用することができる。

- 発給の様式及び安全性が、輸入国により認められている。
- 準備された情報が適切な様式を満たす
- IPPC に基づいた証明の意図が認識される
- 発給当局の身元が適切に立証されうる

1.3 添付書類

植物検疫証明書の公的な添付書類は、証明書を完了するために必要とされる情報が、証明書上の利用可能な記入欄を超える場合に制限されるべきである（2 も参照）。植物検疫情報を含んでいるいかなる添付書類も、植物検疫証明書番号を提示すべきであり、植物検疫証明書と同じく署名され、日付を入れられ、印を押されるべきである。植物検疫証明書は、しかるべき項目で、その項目に属する情報が添付書類に含まれることを示すべきである。添付書類は、十分な記入欄のある植物検疫証明書上に記載されないいかなる情報も含むべきではない。

1.4 承認されない証明書

輸入国は、無効又は偽造と決定した証明書を受け取るべきでない。承認されない文書若しくは疑わしい文書に関して、できるだけ早く発給当局に通知すべきである（不適合事例の通報及び緊急行動に関する ISPM 参照）。NPPO は、必要なときには訂正措置をとるとともに、その当局により発給される植物検疫証明書に関して高い信用を確保するために、警戒と安全のためのシステムを維持すべきである。

1.4.1 無効な植物検疫証明書

植物検疫証明書を拒否及び/又は追加情報を要求するための理由は、以下のものである。

- 文字が読みづらい
- 不完全
- 有効期限切れ又は仕様に応じない
- 認可無しの修正又は抹消の包含
- 背反する情報及び矛盾した情報の包含
- この証明書の様式に矛盾するような用語の使用
- 禁止品の証明
- 証明のないコピー

1.4.2 不正な証明書

不正な証明書は次のものを含む。

- NPPO により認可されていない
- 証明書を発給する NPPO により認められていない様式で発給された
- NPPO で認められていない人、機関又はその他の機構により発給された
- 誤った又は誤解されやすい情報を含む

1.5 植物検疫証明書の作成及び発給に関して輸入国によってなされる要求事項

輸入国は、植物検疫証明書の作成及び発給に関して参照すべき要求事項をしばしば特

定する。それらは普通、次を含む。

- 言語（各国は、証明書が指定された言語、あるいは、言語のリストのうちの1つで作成されるよう要求できる -- 各国は、FAOの公式言語の1つを含むことを推奨される）；
- 有効期限（輸入国は、検査及び/又は処理後発給までの期限、発給後原産国から荷口が発送されるまでの期限及び証明書の有効期限を指定することができる）；
- 完成（各国は、証明書がタイプあるいは手書きの判読しやすい大文字で記入されることを要求できる）
- 単位（各国は、申告された荷口の種類及び量の記載が指定された単位でなされていることを要求できる）

2. 植物検疫証明書の作成及び発給のための特定の原則と指針

植物検疫証明書及び再輸出植物検疫証明書は植物検疫上の問題に関する情報のみを含むべきである。証明書は、要求事項に合致しているという記述及び動物や人の健康問題、農薬残留又は放射能並びに信用状のような商業的な情報を含むべきではない。

植物検疫証明書及び植物検疫証明書と関連がない書類（例えば、信用状、船荷証券、CITESの証明書）との相互参照を促進するため、覚書には、識別コード、シンボル、相互参照を要求する関連書類の番号を付した植物検疫証明書を添付することができる。そのような覚書は必要な時にのみ添付されるべきであり、植物検疫証明書の公的部分と考えるべきではない。

植物検疫証明書及び再輸出植物検疫証明書の全ての要素は、通常、完成されるべきである。記入がなされないところは、「なし」という言葉を記入するか線を引くべきである（文書の偽造を防ぐため）。

2.1 植物検疫証明書を満たす必要事項

（太字の見出しは標準的な証明書の構成要素を示す）

植物検疫証明書の具体的内容は次のように説明される。

番号_____

これは、証明書の認識番号である。これは、「追跡でき」、監視しやすく、記録保管に役立つといった認識システムに関係した独自の続き番号である。

_____ 植物防疫機関

この項目は、証明書を発給する公的機関や国家の名称を記入する。印刷されている部分にNPPOの名称が含まれてない場合は、ここに追記する。

_____ 植物防疫機関あて

輸入国名をここに記載する。植物検疫証明書の添付を含む特定の通過要求を行う国を通過して荷口が輸送される場合、輸入国と通過国の両方の名称を記入する。輸入国及び/又は通過国の法規に合致し、適切に表示されることを保証するための注意が払われるべきである。荷口が輸入され、他国へ再輸出される場合、両国の輸入の法規に合致していれば両輸入国の名前を記入する。

セクション . 荷口の明細

輸出者の住所及び氏名： _____

この情報は、輸出国の NPPO による「追跡」や監視を容易にするため、荷口の出所を示す。名称及び住所は輸出国内に位置すべきである。国外に住所を有する国際企業が輸出者である場合、代理店又は荷主の名称と住所を使用すべきである。

申告された荷受人の住所及び氏名： _____

輸入国の NPPO による荷受人の身元の確認を容易にするため、氏名と住所をここに記入すべきであり、しかも十分詳細に記載すべきである。輸入国は、輸入国内に所在する住所を要求することができる。

梱包の数及び明細： _____

輸入国の NPPO による荷口及び荷口の中身の一部の特定を容易にするため、必要な場合、荷口のサイズを確かめるため、この項目に十分詳細な内容を記載すべきである。コンテナ番号及び/又は車両番号 (railcar number) は、梱包の説明のため妥当な追加であり、もし、分かっているならば、ここに記載することができる。

識別記号： _____

識別記号は、植物検疫証明書のこの欄が、さもなければ印が押され署名された証明書の添付書類に表示する。荷口の特定が容易になる場合にのみ、袋、箱、又は他の容器に識別記号を記載すべきである。記入がなされない場合には、「なし」と記載するか又は線を引くべきである (偽造を防ぐため)。

原産地： _____

これは、ある荷口がその植物検疫上のステータスを得る場所、すなわち、病害虫による起こりうる寄生又は汚染にたぶんさらされた場所を記載する。普通、これは、品目が生育した場所になるだろう。もし、品目が貯蔵され、又は移動されたのであれば、その植物検疫上のステータスは、その新しい所在地のためにある期間にわたって変化するかもしれない。そのような場合には、新しい所在地は、原産地と考えることができる。特別な状況では、品目は複数の場所からその植物検疫上のステータスを得ることがある。1カ所あるいは数カ所からの病害虫が関係するようなこれらの場合、NPPO's は、原産地のどの場所又は複数の場所が、その品目にその植物検疫上のステータスを与えていた状況をもっとも正確に記述しているかを決定すべきである。そのような場合、各々の場所は申告されるべきである。複数の原産国をもつ混合された種子ロットのような例外的な場合には、全ての考えられる原産地を表示することを必要とする。

各国は、"病害虫無発生地域"、"病害虫無発生生産地"又は、"病害虫無発生生産用地"が、この項目において十分詳細に特定されることを要求することができる。いずれにしても、少なくとも原産国は示されるべきである。

申告された輸送方法： _____

「海上輸送、空輸、陸送、郵送及び携帯」といった用語を使うべきである。もし分かれば、船名、船便番号又は航空機番号を記載すべきである。

申告された搬入地点： _____

これは最終目的国の最初の到着地、もし分からなければ国名を記載すべきである。「～あて」の項目に記載された国が複数ある場合は、最初の輸入国の搬入地点を記載すべきである。荷口が他の国を通過するのみの場合、最終目的国の搬入地点が記載されるべきである。もし、通過国が「～あて」の項目にも記載された場合、最終目的国と同様、通過国の搬入地点も記載する (例えば、B 地点を経由して A 地点へ)。

生産物の名称および申告された数量： _____

輸入国の公務員が荷口の内容を適切に検証できるように、ここで提供される情報は、できる限り正確な品目名（品目の分類、すなわち果実、栽植用植物などを含むべきである）と数量が十分に記載されるべきである。品目の特定を容易にするために、国際コード（例えば税関コード）を使用することができ、国際的に認められた単位と用語を適切に用いるべきである。異なった植物検疫上の要求事項は、異なった最終的な用途（例えば消費用と比較する栽植用）あるいは生産物の状態（例えば乾燥と比較する生鮮）に対して適用されることができ、最終使用目的、又は生産物の状態は特定されるべきである。記載は、商標名、サイズ、又は他の商業用語を引用すべきでない。

植物学名： _____

ここに記載する情報は、少なくとも属レベルできれば種のレベルで、認められている学名を用いて植物及び植物生産物を特定すべきである。

ある規制対象物や家畜用飼料のように、複雑な構成をしている生産物に植物学的説明を記載するのはふさわしくない。このような場合、NPPOs は、二国間で適当な普通名称での記載に合意すべきであり、又は「非適用」又は「N/A」と記載する。

証明文

上記植物、植物生産物又はその他の規制対象物は、適切な公的手続きに従って検査及び検定され、輸入締約国が特定した検疫有害動植物が付着しておらず、かつ、これらは、規制非検疫有害動植物に対する要求事項を含み、輸入締約国の現行植物検疫要求事項に適合するものと認められるものであることを証明する。

それらは事実上、他の病害虫が付着していないと判断される。（選択条項）

特定の輸入要求事項が存在し、及び/又は検疫有害動植物が特定される場合は、証明書は、輸入国の規則や要求事項に対する適合を証明することに用いられる。

輸入要求事項が特定されていない及び/又は検疫有害動植物が特定されていない場合は、輸出国は、規制上の関心事であるために、輸出国によって考えられるあらゆる病害虫に対して証明することが可能である。

輸出国は、植物検疫証明書に選択条項を含めることができ、又は含めなくてもよい。

「...適切な公的手続き...」とは、NPPO によってなされる手続き又は植物検疫証明の目的のため NPPO によって権限が与えられた個人によってなされる手続きのことをいう。その手続きは、適切な場合には、ISPMs に従うべきである。ISPMs が関連しないか存在しない場合、その手続きは、輸入国の NPPO によって定めることができる。

「...検疫病害虫が付着していないと考えられる...」とは、植物検疫手続きの適用によって発見することができる数量内の病害虫が付着していないことをいう。全ての場合において、絶対的に存在しないという意味として解釈すべきではなく、むしろ病害虫の発見若しくは除去のために使用される手続きに基づいて検疫病害虫が存在するとは思われないという意味に解釈すべきである。植物検疫手続きが固有の不確実さ及び変わりやすさをもつこと、そして病害虫が発見または除去されないある可能性を含むことは、認められるべきである。この不確実さと可能性は、適切な手続きの策定において考慮されるべきである。

「...植物検疫要求事項...」とは、病害虫の侵入及び/又はまん延を防ぐための公的に規定された条件である。植物検疫要求事項は法、規則若しくは何か他の形（例えば輸入許可や二

国間合意及び協定)で輸入国の NPPO によって前もって明示されるべきである。

「輸入締約国」とは、1997 年の改正が効力を発生するまで、植物検疫措置に関する暫定委員会のメンバー国を含む IPPC に加盟する政府のことである。

セクション ．追加記載

追加記載は、輸入国により要求される情報を有しているもののみとすべきであり、証明書上の他の情報は記載しない。追加記載は、最小かつ簡潔にすべきである。追加記載の内容は、例えば、植物検疫法規、輸入許可、あるいは、二国間合意で特定されるべきである。処理については、セクション に示すべきである。

セクション ．駆除及び/又は消毒処理

ここに記載する処理は、輸入国に受け入れられ、輸入国の植物検疫要求事項に合致するため、輸出国で又は通過中に行われるもののみとすべきである。これらには、不活化や種子の処理が含まれる。

機関印

これは、証明書を発給した NPPO を特定する公的なシール、印又はマークである。それは証明書上に印刷されるか、書式を完成させる際に、発給する公務員により加えられる。マークは、重要な情報が不鮮明にならないように注意すべきである。

権限のある公務員名、日付及び署名

発給する公務員の名前は、タイプされるか読みやすい大文字で手書きされる(適切な場合)。日付もまたタイプされるか読みやすい大文字で手書きされる(適切な場合)。月日年が混乱しないように、月を確認するためにだけに略語が使用できる。

証明書の一部分は事前に作成するが、日付は署名の日付と一致させるべきである。証明書は、二国間の合意がない限り、荷口の移動の後に発給されるべきでないし、日付もその日より前後にすべきでない。輸出国の NPPO は、必要に応じ、権限を与えた職員の署名の信憑性を確認すべきである。

財政的責任に関する記述

財政的責任に関する記述を含めることは、選択可能である。

3. 再輸出植物検疫証明書の作成及び発給のための特別原則及びガイドライン

再輸出植物検疫証明書の内容は、証明の項目以外は検疫証明書(セクション 2.1 参照)と同じ内容である。この項目では、当該証明書類に植物検疫証明書原本又は証明済みの写しが添付されているかどうか、荷口が再梱包されたかどうか、容器が最初のもの又は新しいかどうか、追加の検査が行われたかどうか、NPPO が適当な欄にチェックマークをいれることで表示する。ISPM No.7(輸出証明システム)は、追加検査の必要性の手引きを提供している。

もし、荷口が分割され、結果として荷口が別々に輸出された場合、再輸出植物検疫証明書及びその証明済みの写しが、どの荷口にも添付されることが必要になるだろう。

3.1 再輸出植物検疫証明書発給のための条件

荷口がある国に輸入され、他国に輸出される時、NPPO は再輸出用植物検疫証明書を発給すべきである(様式参照)。もし、NPPO が輸入国の法規に合致していると確信すれば、輸入荷口の輸出証明書のみを発給すべきである。もし、その荷口が貯蔵され、

分割され、他の荷口と合わされ又は再包装された場合、病害虫による寄生や汚染にさらされなかったという条件で再輸出証明はなされうる。植物検疫証明書の原本若しくは証明済みの写しを荷口に添付するべきである。

3.2 輸入荷口に対する植物検疫証明証発給のための条件

もし、輸出の前に荷口が病害虫による寄生又は汚染にされたり、またはその完全性や同一性を失ったり、その性質を変えるような加工をしていた場合は、NPPO は再輸出植物検疫証明書ではなく植物検疫証明書を発給すべきである。植物検疫証明書上にその原産国もやはり示すべきである。NPPO は、輸入国の規則が満たされることを確信しなければならない。

もし、荷口が特定の期間（関係する品目によるが、通常 1 生育期間以上）生育された場合、荷口は、その原産国が変更したと考えられる。

3.3 通過

もし荷口が輸入されず、病害虫による寄生又は汚染の可能性にさらされることなしにある国を通過中の場合、当該 NPPO は、植物検疫証明書や再輸出植物検疫証明書を発給する必要はない。しかしながら、もし、荷口が病害虫による寄生又は汚染にさらされたら、NPPO は、植物検疫証明書を発給すべきである。もし荷口が分割され、他の荷口と結合するか再梱包されるならば、NPPO は再輸出植物検疫証明書を発給すべきである。

附属書

植物検疫証明書様式

番号 _____

_____ 植物防疫機関
 _____ 植物防疫機関あて

. 荷口の明細

輸出者の住所及び氏名： _____
 申告された荷受人の住所及び氏名： _____
 梱包の数及び明細： _____
 識別記号： _____
 原産地： _____
 申告された輸送方法： _____
 申告された搬入地点： _____
 生産物の名称及び申告された数量： _____
 植物学名： _____

上記植物、植物生産物又はその他の規制対象物は、適切な公的手続きに従って検査及び検定され、輸入締約国が特定した検疫有害動植物が付着しておらず、かつ、これらは、規制非検疫有害動植物に対する要求事項を含み、輸入締約国の現行植物検疫要求事項に適合するものと認められるものであることを証明する。

これらは、その他の病害虫が実質的に付着していないと判断される。*

. 追加記載

. 駆除及び/又は消毒処理

日付 _____ 処理 _____ 薬品（活性成分） _____
 処理時間及び温度 _____
 濃度 _____
 追加情報 _____

発給地 _____

（機関印） _____ 権限のある公務員名 _____

日付 _____ （署名） _____

（植物防疫機関名）又はその公務員及び代表者は、この証明書に関していかなる財政的な責任を負うものではない。*

*選択条項

再輸出植物検疫証明書様式

番号_____

_____植物防疫機関（再輸出締約国名）
 _____植物防疫機関（輸入締約国）あて

. 荷口の明細

輸出者の住所及び氏名：_____
 申告された荷受人の住所及び氏名：_____
 梱包の数及び明細：_____
 識別記号：_____
 原産地：_____
 申告された輸送方法：_____
 申告された搬入地点：_____
 生産物の名称及び申告された数量：_____
 植物学名：_____

上記植物又は植物生産物又は他の規制対象物は、この証明書に添付する植物検疫証明書番号_____、*原本、認証謄本により証明され、_____（原産締約国）から（再輸出締約国）に輸入されたものであり、そのまま、*新たな容器に、包装、再包装され、さらに検疫証明書原本及び追加の検査に基づいて輸入国の現行の植物検疫要求事項に適合すると認められるものであり、かつ、_____（再輸出締約国）において貯蔵中、当該荷口は、病虫害の寄生又は感染の危険性をこうむっていないことを証明する。

*適切な 内にレ印を記入する

. 追加記載

. 駆除及び/又は消毒処理

日付_____ 処理_____ 薬品（活性成分）_____
 処理時間及び温度_____
 濃度_____
 追加情報_____

発給地_____

（機関印） 権限のある公務員名_____

日付_____（署名）_____

（植物防疫機関名）又はその公務員及び代表者は、この証明書に関していかなる財政的な責任を負うものではない。 **

**選択条項

植物検疫措置に関する国際的な基準、ガイドライン及び勧告についての詳細情報並びに現行刊行物の完全リストについては、下記にご連絡下さい:

国際植物防疫事務局

郵便： IPPC Secretariat
Plant Protection Service
Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
Viale delle Terme di Caracalla
00100 Rome, Italy

ファックス： + (39) (06) 57056347

Eメール： ippc@fao.org

ウェブサイト： <http://www.fao.org/WAICENT/FaoInfo/Agricult/AGP/AGPP/PQ/Default.htm>

植物検疫措置に関する国際基準(ISPMs)

国際貿易に関する植物検疫の原則、1995年。ISPM 刊行物 No.1、FAO、ローマ。
病害虫危険度解析のガイドライン、1996年。ISPM 刊行物 No.2、FAO、ローマ。
外来生物防除資材の輸入と放飼に係る取扱規約、1996年。ISPM 刊行物 No.3、FAO、ローマ。
病害虫無発生地域の設定のための必要条件、1996年。ISPM 刊行物 No.4、FAO、ローマ。
植物検疫用語集、1997年。ISPM 刊行物 No.5、FAO、ローマ。
植物検疫用語集 付録 No.1 規制有害動植物のための公的防除の概念の解釈と適用に関するガイドライン、2001年。FAO、ローマ。
サーベイランスのための指針、1998年。ISPM 刊行物 No.6、FAO、ローマ。
輸出証明システム、1997年。ISPM 刊行物 No.7、FAO、ローマ。
ある地域におけるベストステータスの決定、1998年。ISPM 刊行物 No.8、FAO、ローマ。
病害虫根絶計画のためのガイドライン、1998年。ISPM 刊行物 No.9、FAO、ローマ。
病害虫無発生生産地及び病害虫無発生生産用地、1999年。ISPM 刊行物 No.10、FAO、ローマ。
検疫有害動植物のための病害虫危険度解析 2001。ISPM 刊行物 No.11、FAO、ローマ。
植物検疫証明書のための指針、2001年。ISPM 刊行物 No.12、FAO、ローマ。
不適合事例及び緊急行動の通報に関する指針、2001年。ISPM 刊行物 No.13、FAO、ローマ。